

地方創生に向けた自治体SDGsの推進について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



平成29年12月

内閣府地方創生推進事務局

地方創生に向けた自治体SDGsの推進について(概要)

SDGs※(持続可能な開発目標)とは

2015年9月25～27日、ニューヨークの国連本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加しました。その成果文書として「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、このアジェンダにおいて、SDGsが掲げされました。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定しています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取組むこととしており、法的拘束力はないものの、各国政府は当事者意識を持って、17の目標達成に向けた国内的枠組を確立するよう期待されています。

※SDGs:Sustainable Development Goals

本年7月、持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)が開催され、日本政府主催のセッションでは、ピコ太郎氏や日本企業、市民社会の参加も得て、持続可能な開発のためのパートナーシップを更に拡大・強化する機会とした。また、外務省は、9月にピコ太郎氏を「SDGs推進大使」に委嘱した。

(写真:外務省提供)



我が国におけるSDGsに係る動向

平成28年5月20日に閣議決定により、持続可能な開発目標(SDGs)に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を設置しています。

持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合

- ・第1回（平成28年5月20日開催）
⇒ SDGs実施のための我が国の指針策定を決定
- ・第2回（平成28年12月22日開催）
⇒ 「SDGs実施指針」を決定
社会、経済、環境の分野における8つの優先課題と140の施策を盛り込んだ。
- ・第3回（本年6月9日開催）
⇒ SDGs実施指針の取組事例の報告等

SDGs第3回会合の議論(地方創生関連) 安倍総理大臣の指示

「私から、次の3点につき改めて指示します。(中略)第二に、**地方でのSDGsの推進**です。これは、まさに**地方創生の実現**にも資するものです。関係閣僚が連携して、SDGs達成に向けた地方の取組を促進する施策を検討・実施していくようお願いします。」

山本地方創生担当大臣(当時)の発言

「**環境未来都市**構想をさらに発展させ、SDGs達成のための施策を策定し、これを積極的に推進することにより、**地方創生**のさらなる実現につなげてまいります。」

地域創生に向けた自治体SDGsの推進

地方創生を一層促進する上で、「環境未来都市」構想を更に発展させ、新たにSDGsの手法を取り入れて戦略的に進めていくことが重要です。

まち・ひと・しごと創生基本方針2017

(本年6月9日閣議決定)

「地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の推進」が盛り込まれました。

この中で、今後「環境未来都市」構想の更なる発展に向けて、地方公共団体におけるSDGs達成に向けた取組を促進するための施策を検討し、方向性を取りまとめることとされました。

具体的には、普及活動の展開やSDGs達成に向けた取組を促進するため、モデル的な取組を形成するための資金支援策を検討し、成案を得ることとされました。

自治体SDGs推進のための有識者検討会

「環境未来都市」構想の実績を踏まえ、地方創生における自治体SDGs達成のための取組を推進するに当たっての基本的考え方を取りまとめるため、本年6月に開始しました。11月の下旬に、**施策の基本的方向**について提言をとりまとめる予定です。

平成30年度予算概算要求

内閣府は、平成30年度予算概算要求に「**地方創生に向けた自治体SDGs推進事業**」(モデル事業等11.8億円)を盛り込みました。

第7回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム

本年10月4日に千葉県柏市において、「**地方創生に向けたSDGsの取組**」をテーマにフォーラムを開催しました。

目 次

I 地方創生の取組

II 「環境未来都市」構想の取組、成果

III 持続可能な開発目標(SDGs)について

VI 地方創生に向けた自治体SDGsの推進について

V むすび

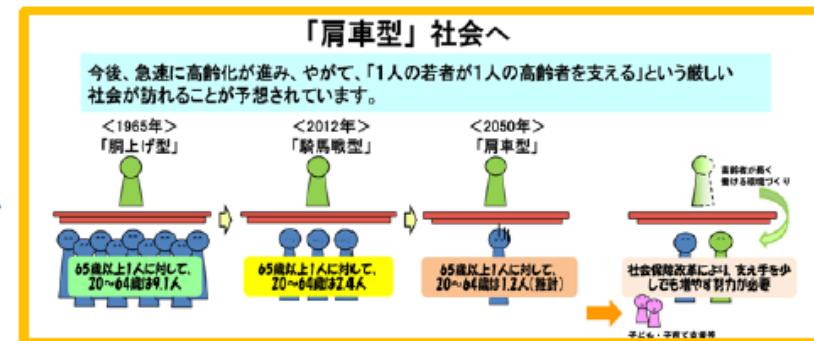
I 地方創生の取組

地方創生の必要性

----- 人口減少社会が経済社会に与える影響 -----

○ 社会保障などの持続可能性 が困難に

- ・働き手一人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響

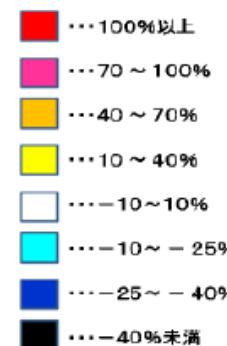


○ 中山間地域等の活力低下

○ 首都圏は、当面高齢者が急増

- ・医療・介護の確保
- ・若者雇用者の首都圏への吸収

2010→40年東京周辺の75歳以上人口増減率



2010年から40年にかけての75歳以上人口の伸びが特に激しい、東京周辺の様子を示す。千葉県西部・埼玉県東部・中央部・神奈川県北部は、2010年から40年にかけて、75歳以上人口が100%以上増加する。

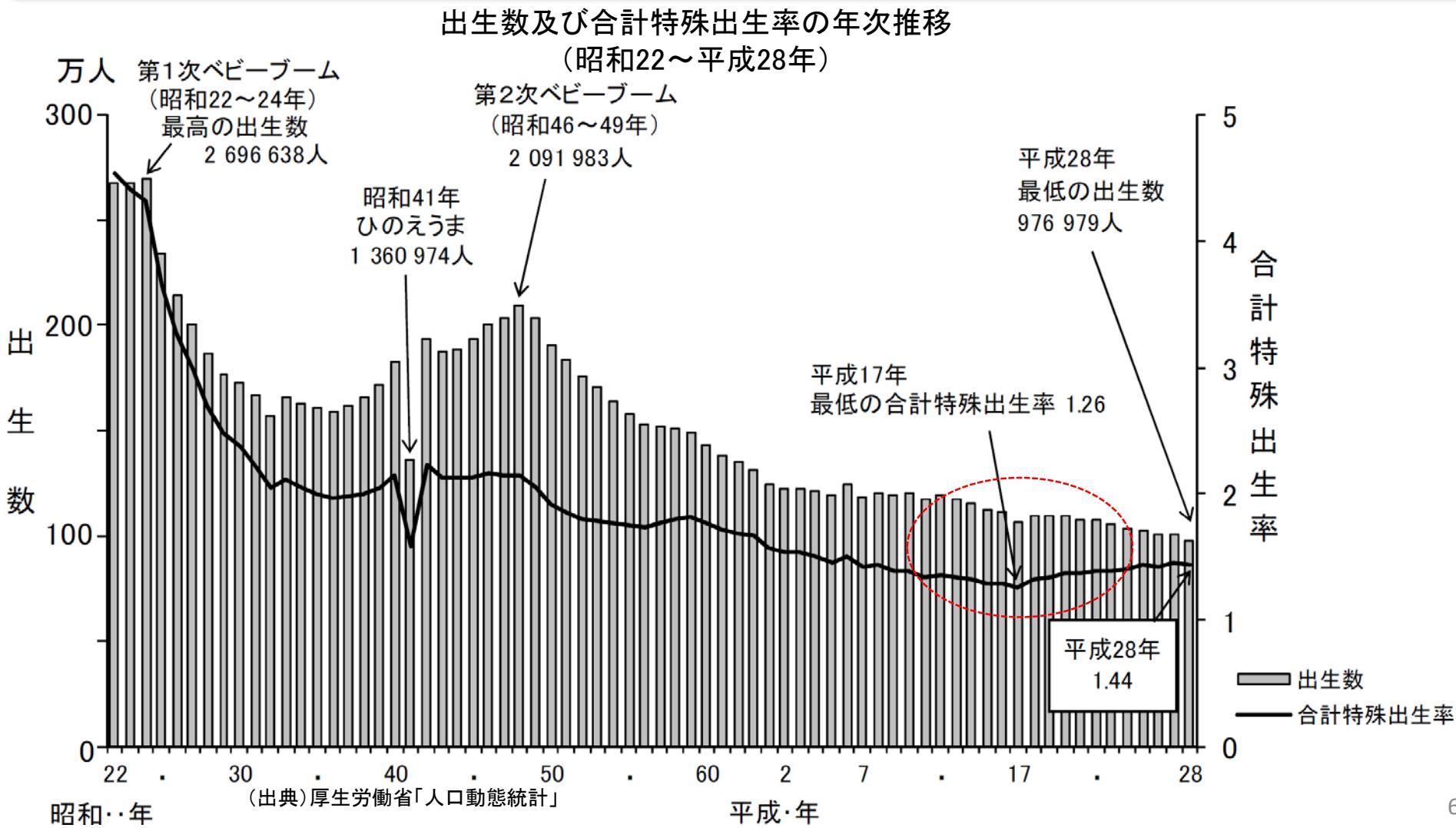
◇このままでは、地方の多くが消滅し、いずれ日本全体が衰退するおそれ



『人口減少』を克服し、地方の創生、日本の創生を目指す

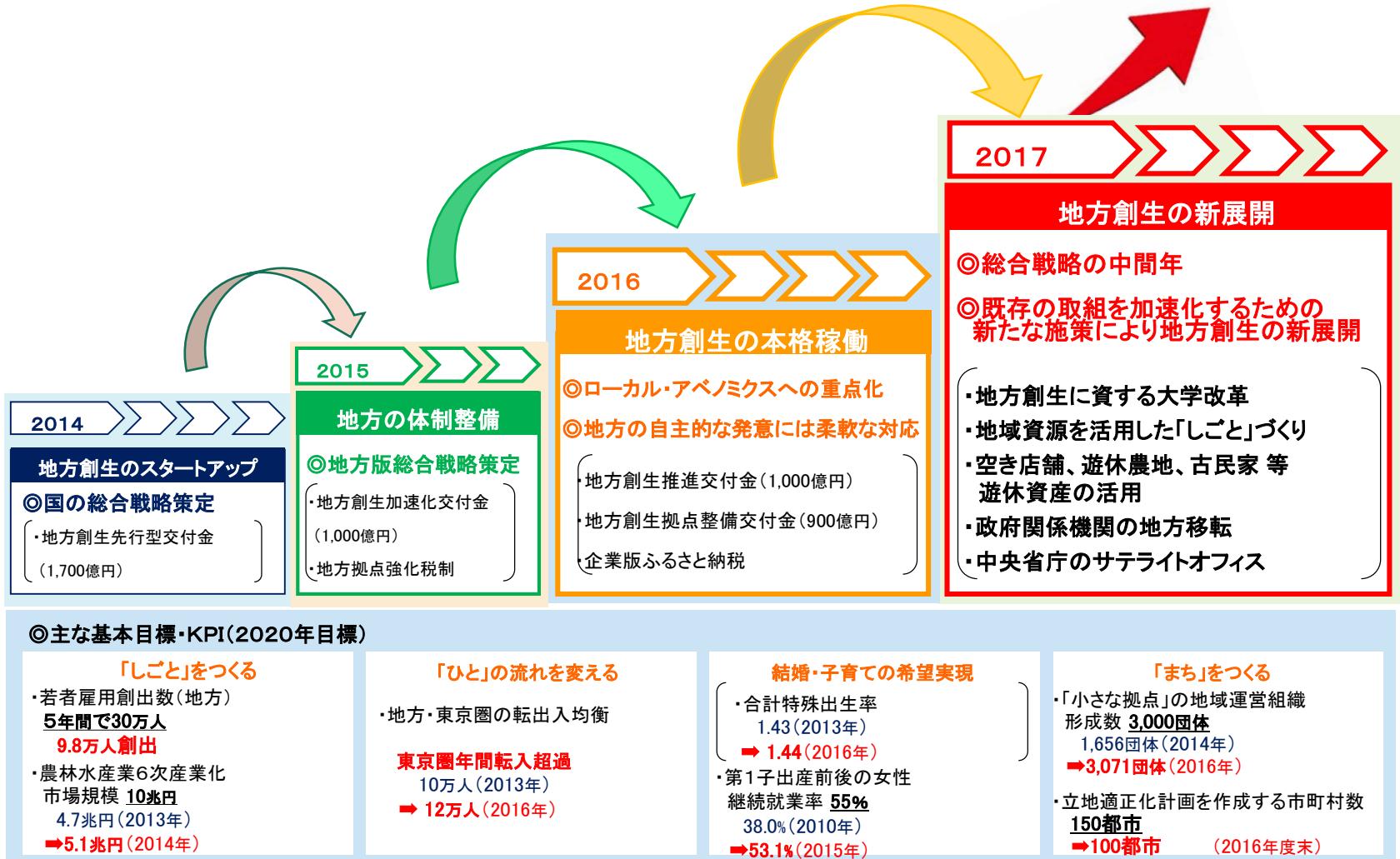
●日本の出生数・出生率推移　日本の将来人口動向

- 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。
- 合計特殊出生率は、人口置換水準（人口規模が維持される水準）の2.07を下回る状態が、1975年以降、約40年間続いている。



地方創生の新展開に向けて

平成29年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年であり、既存の取組を加速化するための新たな施策により、地方創生の新展開を図る。



まち・ひと・しごと創生基本方針2017 ー主なポイントー

アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクス の一層の推進

- ・地域資源を活用した「しごと」づくり
- ・空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用
- ・地域の未来につながる地域経済牽引事業への投資の促進
- ・近未来技術等の実装、新しい生活産業の実装の推進

東京一極集中の是正

- ・地方創生に資する大学改革
- ・地方創生インターンシップの推進
- ・生涯活躍のまち（日本版CCRC）
- ・地方への企業の本社移転の促進
- ・政府関係機関の地方移転
- ・中央省庁のサテライトオフィスの検討
- ・地方生活の魅力の発信等（ライフスタイルの見つけ直し）

東京圏における医療・介護問題・少子化問題への対応

- ・高齢化に伴い増大する医療・介護ニーズへの対応
- ・少子化対策における「地域アプローチ」の推進

地方創生の更なる深化に 向けた政策の推進 (政策パッケージ)

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

「地方創生版・三本の矢」「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

情報支援の矢

- ・地域経済分析システム
(RESAS)

人材支援の矢

- ・公務員等の市町村派遣
- ・地方創生カレッジ

財政支援の矢

- ・地方創生関係交付金
- ・企業版ふるさと納税

国・地方一体となった地域活性化の取組



地方創生の推進による地域活性化

規制改革を軸に据えた地域活性化

都市機能の増進による地域活性化

◎地方創生

◎地域再生

◎国家戦略特区

◎構造改革特区

◎都市再生

◎中心市街地活性化

◎総合特区

その他の
特定政策
課題への
対応

◎地域活性化
プラットフォーム

◎稼働中産業遺産等
世界遺産登録

「環境未来都市」構想

◎環境未来都市 (11都市、選定:H23.12) (閣議決定:H22.6)

◎環境モデル都市 (23都市、最終選定:H26.3)

(首相施政方針:H20.1、本部決定H25.3)

【支援策】 ·取組評価、公表 ·有識者による現地支援

II 「環境未来都市」構想の取組、成果

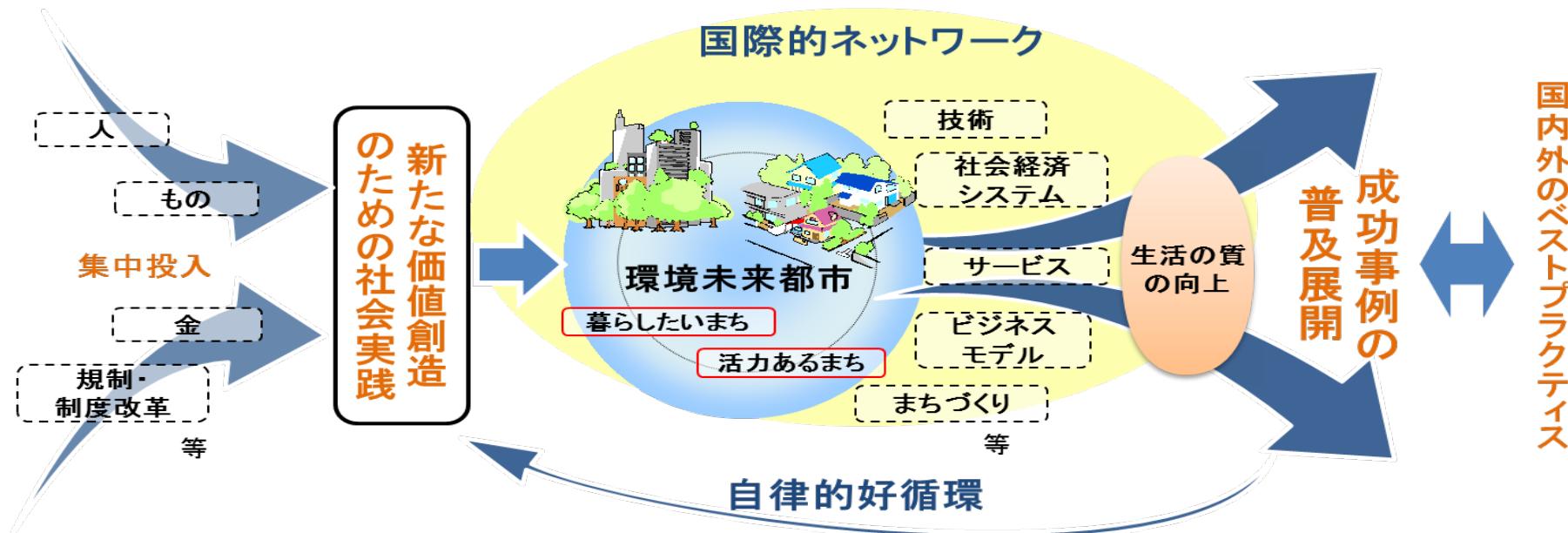
「環境未来都市」構想とは

「環境未来都市」構想イメージ

「環境未来都市」構想は、21世紀の世界共通の環境や高齢化の課題の解決に向けて、世界に比類ない成功事例を創出し、それらを国内外に普及展開することを通じて、需要拡大、雇用創出、国際課題解決力の強化を図ることを目指している。

そのために、本構想では実践の場を作り出し、個別の都市・地域の多様性や独自性を重視して、地域の課題解決力の強化を促している。これにより、地球規模での環境問題や我が国が直面する人口減少・超高齢化という構造的な課題に対して、地域資源を活かして環境価値、社会的価値、経済的価値という3つの価値を創造しながら、自律的に発展していく多様な都市・地域モデルを創出するものである。

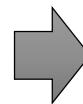
こうした都市・地域活性化の多様な成功事例の普及展開を通して、地方創生を推進し、日本の未来を拓く。



「環境未来都市」構想の背景・意義

21世紀は都市の時代

2050年には人口の7割が都市に居住



持続可能な都市の実現
は、人類共通の課題

日本が世界に先んじて直面する課題

✓ 少子・高齢化

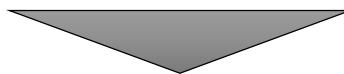
人口減少 1.3億人(2004年)→0.95億人(2050年)

高齢化率 23%(2009年)→40%(2050年)

✓ 環境・エネルギー制約

原発事故による深刻なエネルギー制約

地球温暖化対策



求められる取組

・都市を軸とした新たな社会経済システムの実現

⇒ 地域社会の活性化

・世界に先駆け人類共通の課題に取組み

⇒ 世界に貢献

「環境未来都市」構想が目指す都市像

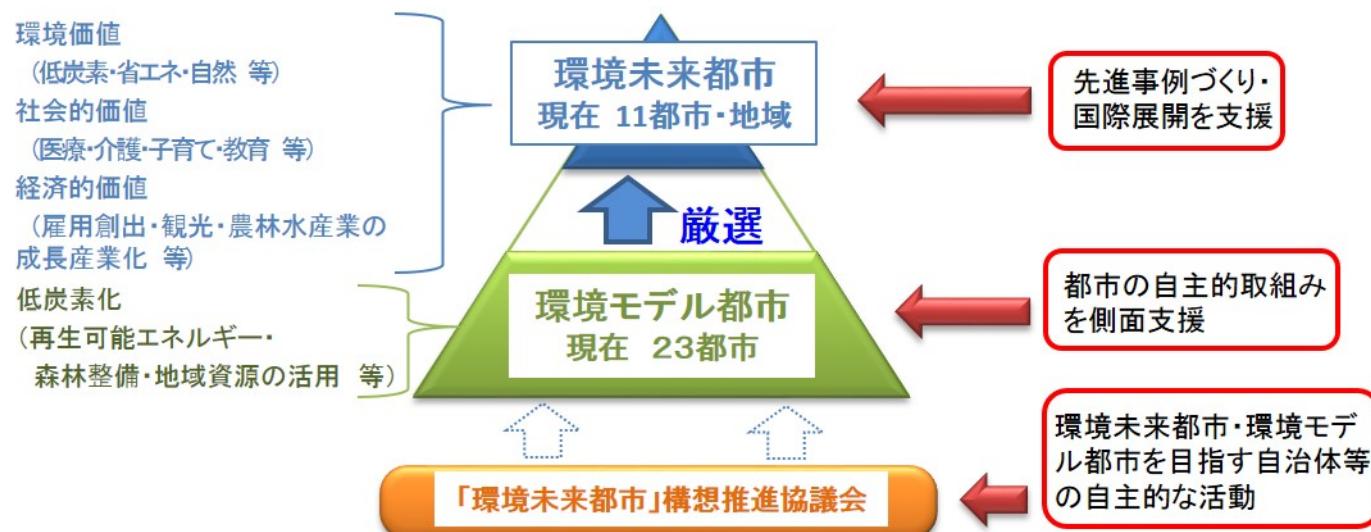
環境未来都市・環境モデル都市

【環境未来都市】

- 環境と超高齢化対応を必須のテーマとし、これに地域の独自のテーマを追加して取組を推進

【環境モデル都市】

- 「環境未来都市」構想の基盤を支える低炭素都市
- 地域資源を最大限に活用し、**低炭素化**と**持続的発展**を両立する**多様な地域モデル**



※協議会構成員でなくても、環境モデル都市への応募は可能

選定された環境未来都市・モデル都市

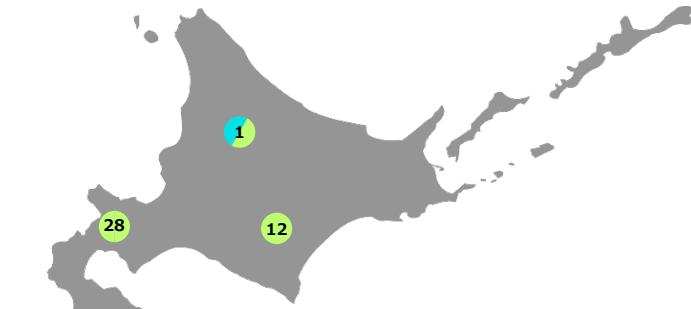
【環境モデル都市】

【平成20年度選定都市】

1 下川町 (北海道)	16 京都市 (京都府)
12 帯広市 (北海道)	17 堺市 (大阪府)
13 千代田区 (東京都)	18 植原町 (高知県)
3 横浜市 (神奈川県)	5 北九州市 (福岡県)
14 飯田市 (長野県)	19 水俣市 (熊本県)
4 富山市 (富山县)	20 宮古島市 (沖縄県)
15 豊田市 (愛知県)	

【平成24年度選定都市】

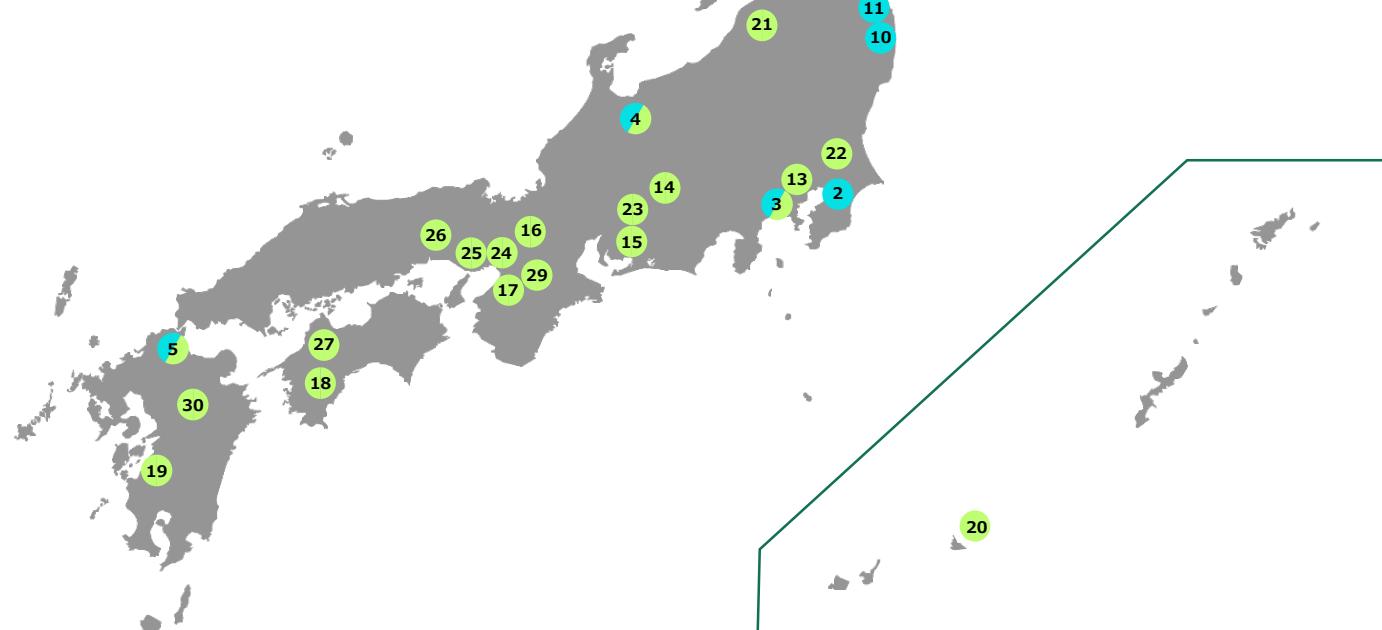
21 新潟市 (新潟県)	28 二七町 (北海道)
22 つくば市 (茨城県)	29 生駒市 (奈良県)
23 御嵩町 (岐阜県)	30 小国町 (熊本県)
24 尼崎市 (兵庫県)	
25 神戸市 (兵庫県)	
26 西粟倉村 (岡山県)	
27 松山市 (愛媛県)	



【環境未来都市】

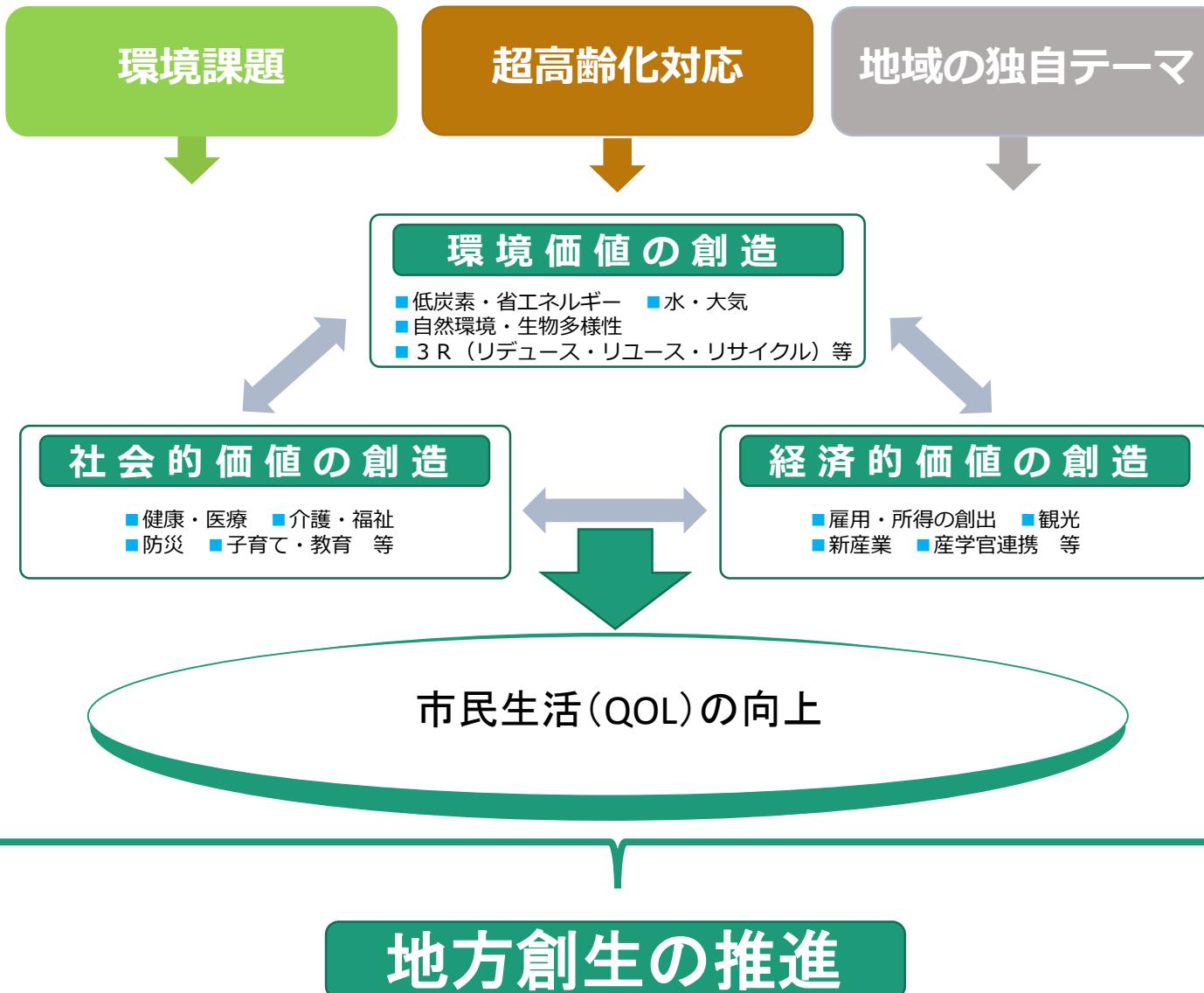
【平成23年度選定都市】

1 下川町 (北海道)
2 柏市 (千葉県)
3 横浜市 (神奈川県)
4 富山市 (富山县)
5 北九州市 (福岡県)
6 気仙広域 (岩手県)
7 釜石市 (岩手県)
8 岩沼市 (宮城県)
9 東松島市 (宮城県)
10 南相馬市 (福島県)
11 新地町 (福島県)



「環境未来都市」構想の成果

○環境未来都市構想の成果



III 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)とは

前身:ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)

- 2001年に国連で策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)

- ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 - 極度の貧困半減(目標①)やHIV・マラリア対策(同⑥)等を達成。
 - ✗ 乳幼児や妊産婦の死亡率削減(同④、⑤)は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。
- ✓ また、15年間で国際的な環境も大きく変化し、新たな課題が浮上。
 - ・ 環境問題や気候変動の深刻化、国内や国際間の格差拡大、民間企業やNGOの役割の拡大など。

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。(2030アジェンダの採択)
- 先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定。(詳細:次頁。17の目標の下に、更に細分化された169のターゲットあり。)
- 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し(=人間の安全保障の理念を反映)、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組む。
- 全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視。

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

(①貧困)

1 貧困をなくそう



(②飢餓)

2 飢餓をゼロに



(③保健)

3 すべての人に健康と福祉を



(④教育)

4 質の高い教育をみんなに



(⑤ジェンダー)

5 ジェンダー平等を実現しよう



(⑥水・衛生)

6 安全な水とトイレを世界中に



(⑦エネルギー)

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



(⑧成長・雇用)

8 働きがいも経済成長も



(⑨イノベーション)

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



(⑩不平等)

10 人や国の不平等をなくそう



(⑪都市)

11 住み続けられるまちづくりを



(⑫生産・消費)

12 つくる責任つかう責任



(⑬気候変動)

13 気候変動に具体的な対策を



(⑭海洋資源)

14 海の豊かさを守ろう



(⑮陸上資源)

15 陸の豊かさも守ろう



(⑯平和)

16 平和と公正をすべての人に



(⑰実施手段)

17 パートナーシップで目標を達成しよう



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

ロゴ：国連広報センター作成

日本自身の課題に関係が深い目標の例 ⇒実施には、多くの国内省庁が関係。

- 成長・雇用 ●クリーンエネルギー ●イノベーション ●循環型社会(3R: Reduce Reuse Recycle 等)
- 温暖化対策 ●生物多様性の保全 ●女性の活躍 ●児童虐待の撲滅 ●国際協力 等

SDGsの17の目標

目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4 (教育)	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。
目標 6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8 (経済成長と雇用)	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセンター・ワーク(適切な雇用)を促進する。
目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標10 (不平等)	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標11 (持続可能な都市)	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 (気候変動)	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

我が国におけるSDGsに係わる動向

(1) SDGsの議論や交渉への積極的貢献

- 国際社会の議論が本格化する前から、対話の機会等を通じて積極的に貢献。
 - ✓ 政策対話の主催(2011年～2013年)、国連総会でのサイドイベント開催(2013年には安倍総理と岸田大臣出席)等。
- SDGsの交渉過程でも、人間の安全保障の理念の下で積極的に貢献。

我が国の重視する開発課題を盛り込んだ。(質の高いインフラ、保健、女性、教育、防災等)

(2019年9月、持続可能な開発に関する国連首脳級ハイレベル政治フォーラムを開催予定。)

(2) SDGs推進本部の設置と実施指針の策定

- SDGsが採択された国連サミットにおいて、安倍総理から、SDGsの実施に最大限取り組む旨を表明。
- 国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むため、SDGs推進本部を設置し、関係省庁が連携し、政府一体で取り組む体制を構築。
(次回のSDGs推進本部会合は本年12月に開催予定。)
- 広範な関係者(行政、NGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関各種団体等)が集まり意見交換を行う「円卓会議」を設置。

【これまでの主なプロセス】

(2016年)

5月20日 総理を本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置。
第1回会合において「SDGs実施指針」の策定に向けた総理指示。

9月及び11月 圓卓会議を開催。

12月22日 第2回SDGs推進本部会合を開催し、実施指針を決定。

(2017年)

5月25日 圓卓会議を開催。ハイレベル政治フォーラム(HLPF)での発表やSDGsの地方展開について意見交換。

6月9日 第3回SDGs推進本部会合を開催。企業や団体等の先駆的な取組を表彰する「ジャパンSDGsアワード」の創設を決定。



持続可能な開発目標(SDGs)実施指針
(外務省HP参照)

持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の概要

●ビジョン:「持続可能で強靭、そして誰一人残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」

●実施原則:①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任

●フォローアップ:2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。

【8つの優先課題と具体的施策】

①あらゆる人々の活躍の推進

■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実

③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性の向上
■科学技術イノベーション ■持続可能な都市

⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会

■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進
■気候変動対策 ■循環型社会の構築

⑦平和と安全・安心社会の実現

■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進
■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進

②健康・長寿の達成

■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応

④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備

■国土強靭化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組
■質の高いインフラ投資の推進

⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源

⑧SDGs実施推進の体制と手段

■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援

外務大臣の国連持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム(HLPF)等への出席

1 自発的国家レビュー

(写真・資料は外務省提供)

- (1) 国連経済社会理事会の下で毎年開催される閣僚級の会議であるHLPF「自発的レビュー」セッションに出席(日本を含む43カ国が参加)。英語にてプレゼンテーションを行った(2019年には首脳級会合)。
- (2) その中で、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現に向けた日本の取組をアピール。また、日本の進める官民パートナーシップ(*Public Private Action for Partnership: PPAP*)を紹介するとともに、次世代に焦点を当てた施策を重視する姿勢を発信。特に、子ども・若年層に焦点を当てて、教育、保健、防災、ジェンダー分野等を中心に2018年までに10億ドル規模の支援を実施する旨発表。



2 サイドイベント

インド政府、タイ政府、マレーシア政府およびUNDPと共に開催するサイドイベントを開催。岸田大臣は、閣僚セッションに、ドーン・タイ外務大臣およびシュタイナーUNDP総裁と共に出席。サイドイベントに参加した日本企業(損保ジャパン日本興亜および日本フードエコロジーセンター)の取組に言及しつつ、国を跨いだ形でのパートナーシップとアジア地域における経験の共有の重要性について訴えた。

3 レセプション

日本政府主催のレセプションを開催し、ピコ太郎氏や日本企業、市民社会の参加も得て、持続可能な開発のための官民パートナーシップを更に拡大・強化する機会とした。

⇒国際的にも高い評価。日本の得意分野として今後も日本のリーダーシップが期待される。



経済界におけるSDGs推進の事例

企業行動憲章の改訂 (2017年11月8日)

企業行動憲章の主な改定ポイントと関連するSDGsの目標の例

サブタイトルを「持続可能な社会の実現のために」へ変更

イノベーションを発揮して、持続可能な経済成長と
社会的課題の解決を新たに追加(第1条)



人権の尊重を新たに追加(第4条)



働き方の改革の実現に向けて表現を追加(第6条)



多様化・複雑化する脅威に対する危機管理に対応(第9条)



自社・グループ企業に加え、サプライチェーンにも
行動変革を促す(第10条)



そのほか、実行の手引きにおいて、SDGsの達成に資する
アクション・プランの例やコラムを追加

企業行動憲章 — 持続可能な社会の実現のために —

一般社団法人 日本経済団体連合会
1991年9月14日 制定
2017年11月8日 第5回改定

企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は、国内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

(持続可能な経済成長と社会的課題の解決)

1. イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。

(公正な事業慣行)

2. 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ。

(公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話)

3. 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話をを行い、企業価値の向上を図る。

(人権の尊重)

4. すべての人々の人権を尊重する経営を行う。

(消費者・顧客との信頼関係)

5. 消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。

(働き方の改革、職場環境の充実)

6. 従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。

(環境問題への取り組み)

7. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。

(社会参画と発展への貢献)

8. 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(危機管理の徹底)

9. 市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

(経営トップの役割と本憲章の徹底)

10. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促す。また、本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。

教育・環境分野におけるSDGs推進の事例

●中学校学習指導要領解説(社会編)(平成29年6月発表)にSDGsを明記 (P151)

「誰一人取り残さない」との理念の下、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなどに関わる**17のゴール(目標)・169のターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)を設定し**、持続可能な開発のための取組を各国の国家主権を前提に進めている国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になってきている現状を理解できるようにする。

●第5次環境基本計画中間取りまとめ(平成29年8月発表)にSDGsの考え方の活用を明記(P12)

第2章「目指すべき持続可能な社会の姿、現下の状況を踏まえた環境政策の課題、今後の環境政策の展開の基本的な考え方」における記載。

SDGsの実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられる。地域に着目し、**地方公共団体を始めとする地域の視点を取り入れ**、SDGsの考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにすることが必要である。

VI 地方創生に向けた自治体SDGs の推進について

2030アジェンダ及びSDGs実施指針における自治体の位置づけ

2030アジェンダ：2015年9月の国連サミットで全会一致で採択

⇒自治体はSDGs実施における不可欠な主体でありパートナー

- ◆政府と公共団体は、**地方政府**、地域組織、国際機関、学究組織、慈善団体、ボランティア団体、その他の団体と密接に実施に取り組む。
- ◆我々の旅路は、政府、国会、国連システム、国際機関、**地方政府**、先住民、市民社会、ビジネス・民間セクター、科学者・学会、そしてすべての人々を取り込んでいくものである。

SDGs実施指針：第2回SDGs推進本部会合で決定（2016年12月22日）

（「5 実施に向けた体制」より抜粋）

- ◆SDGsを全国的に実施するためには、広く**全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダー**による積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、**各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励**しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取組を促進する。

SDGs推進本部会合(第3回)：地方自治体との連携に関する議論

【総理発言(抜粋)】

「持続可能な開発目標、すなわちSDGsは、先進国、途上国全てが責任を持つ重要な取組です。日本は人間の安全保障の考え方立ち、誰一人置き去りにすることなく、一人一人が持てる能力を發揮できる社会の実現に向けて、リーダーシップを發揮してまいります。

7月の国連での報告や9月の国連総会も見据え、私から、次の3点につき改めて指示します。

～中略～

第二に、地方でのSDGsの推進です。これは正に地方創生の実現にも資するものです。関係閣僚が連携して、SDGs達成に向けた地方の取組を促進する施策を検討、実施していくようお願いします。

【山内閣府地方創生担当大臣発言】

SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体による地域のステークホルダーと連携した積極的な取組の推進が必要不可欠であります。

このため、「環境未来都市」構想をさらに発展させ、地方自治体におけるSDGs達成のための施策を策定し、これを積極的に推進することにより、地方創生のさらなる実現につなげてまいります。



平成29年6月9日開催(於総理官邸)

概要

わが国におけるSDGsの国内実施を促進するためには、民間事業者等による取組だけではなく、地方公共団体及びその地域で活躍するステークホルダーによるSDGs達成のための積極的な取組が必要不可欠である。加えてわが国では、今後のSDGsの実施段階においても、世界のロールモデルとなることを目指し、国内実施、国際協力の両面において、持続可能な開発のために取組むこととしており、環境未来都市及び環境モデル都市の先進的な取組実績等を活用して、これに貢献していく必要がある。このため、**今後「環境未来都市」構想のさらなる発展に向けて、地方公共団体におけるSDGs達成に向けた取組を促進するための施策を検討し、方向性を取りまとめる。**

具体的取組

◎地方公共団体に対する普及促進活動の展開

- ・国内外の都市の成功事例・知見の共有やネットワークの形成支援を目的に、引き続き、SDGsをテーマとした「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催し、自律的で持続的な都市の実現を図る。
- ・SDGsに関する機運醸成を図るため、地方公共団体が主催するSDGs理解促進、普及啓発のためのフォーラム事業等に対して支援を行う。

◎地方公共団体によるSDGs達成のためのモデル事例の形成

- ・地方公共団体によるSDGs達成に向けた取組を促進するため、モデル的な取組を形成するための資金支援策を検討し、成案を得る。その際、他の模範となるような成功事例を形成することを目的に、有識者による継続的なフォローアップ支援も同時に検討し、成案を得る。

自治体SDGs推進のための有識者検討会①

概要

SDGsを全国的に実施するためには、地域における積極的な取組が不可欠であり、また地方自治体へ大きな期待が持たれています。このような中で、「環境未来都市」構想推進の取組手法及びその実績は、自治体がSDGsを推進する上で、大いに活用できるものと考える。

よって、本検討会では、「環境未来都市」構想の実績を踏まえ、地方創生における自治体SDGs達成のための取組を推進するに当たっての基本的考え方を取りまとめつつ、具体的な施策を提言する。

委員（敬称略・五十音順）

【座長】

村上 周三

一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長

【委員】

秋山 弘子

東京大学高齢社会総合研究機構特任教授

浅見 泰司

東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

蟹江 憲史

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授

小宮山 宏

株式会社三菱総合研究所理事長

城山 英明

東京大学大学院法学政治学研究科教授

関 幸子

株式会社ローカルファースト研究所代表取締役

竹本 和彦

国連大学サステイナビリティ高等研究所所長

仲條 亮子

グーグル合同会社執行役員

藤田 壮

東京工業大学科学技術創成研究院特任教授・

国立環境研究所社会環境システム研究センター長

自治体SDGs推進のための有識者検討会②

スケジュール

- | | | |
|-----|-------------|--------------------|
| 第1回 | 平成29年6月15日 | 検討会目的の確認、論点整理等 |
| 第2回 | 平成29年7月7日 | 基本コンセプト検討(制度、体制等) |
| 第3回 | 平成29年7月27日 | コンセプト中間とりまとめ(たたき台) |
| 第4回 | 平成29年10月25日 | コンセプトとりまとめ(案) |
| 第5回 | 平成29年11月29日 | コンセプトとりまとめ(案) |



第一回検討会模様

「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ（案）の目次

I 地方創生とSDGsに関する国内外の動向

II 「環境未来都市」構想とSDGs

1. 「環境未来都市」構想のこれまでの成果と今後の課題
2. その成果は、自治体SDGs推進にどのように活用できるか

III 地方創生における自治体SDGs推進の意義

1. 自治体としてSDGs推進に取り組む意義、メリットは何か
2. 住民や様々なステークホルダーから見て、自治体に期待する役割
3. 自治体がSDGs推進のために取り組むべき事項とは何か

IV 政府の役割

1. 政府は、SDGs推進における自治体の役割をどのように位置づけるべきか
2. 自治体SDGs推進における政府の役割は何か

V おわりに

※有識者検討会の資料（コンセプト取りまとめ含む）等は、以下の内閣府HPからご覧いただけます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs.html>

地方創生における自治体SDGs推進の意義

地方創生の目標

人口減少と地域経済縮小の克服／まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域の活性化が実現

相乗効果：政策推進の全体最適化・地域課題解決の加速化

「経済」、「社会」、「環境」の3側面を統合する施策推進

コミュニティ再生 → 少子高齢化 → 教育 → 雇用対策

人材活用

少子高齢化

人口減少

教育

環境対策

雇用対策

防災

自治体SDGsの推進

◆地域課題の見える化

◆体制づくり

- ✓自治体内部の執行体制の整備
- ✓ステークホルダーとの更なる連携

◆自治体の各種計画の策定・改定

✓計画にSDGsの要素を反映し、進捗を管理するガバナンス手法を確立

◆課題に応じた地域間の広域連携

地方創生成功モデルの国内における水平展開・国外への情報発信

地方創生に向けた自治体SDGs推進事業（内閣府地方創生推進室）

30年度概算要求額 11.8億円【うち優先課題推進枠11.8億円】 (新規)

事業概要・目的

- 自治体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進は、地方創生の実現に資するものであり、その達成に向けた取組を推進することが重要です。
- このため、先行してSDGsに取り組んでいる自治体の中で、他の自治体にとってモデルとなる先進的な取組に対して資金面での支援を行い、成功事例を創出します。
- また、こうした成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の深化につなげます。
- 平成29年6月9日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、「地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組を促進するため、モデル的な取組を形成するための資金支援策を検討し、成案を得る」とされています。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 自治体における各種事業の中でも、SDGsにおける17のゴールいずれかの達成に資する先進的な取組、他の模範となる取組を支援します。例えば、多数のステークホルダーが参画した以下の事業を支援します。
 - ①再生可能エネルギーと次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギー・マネージメントシステムの構築
 - ②食品ロスを抑えるための先進的かつ総合的な取組
 - ③自治体が主導する環境関連の途上国への技術協力事業等
- また、自治体SDGsに関する先駆的な取組を、国際会議の開催やウェブサイトの運営等を通じて普及展開を図り、広く国内に浸透させるとともに、海外の都市等との知的ネットワークを構築します。

期待される効果

自治体によるSDGs推進のためのモデル的な先進事例の創出と普及展開活動を通じて、SDGsを自治体業務に広く浸透させて、地方創生の深化につなげます。



環境未来都市推進事業（内閣府地方創生推進室）

30年度概算要求額 0.7億円
(29年度予算額 0.6億円)

事業概要・目的

- 「環境未来都市」構想は、限られた数の特定の都市・地域を環境未来都市として選定し、そこで環境や超高齢化等の点で優れた成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図るもので
- 日本再興戦略（平成25年6月14日付閣議決定）にも、「環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく」と記載されました。
- 本事業は、「環境未来都市」構想の推進に向けて、選定した環境モデル都市・環境未来都市の取組実現に向けた支援を行うとともに、それらの取り組みを国内外に広く普及展開するための環境を整備することを目的とします。

事業イメージ・具体例

- それぞれの環境モデル都市・環境未来都市の取組の進捗を客観的に評価し、それらの早期実現に向け、有識者による助言・現地でのコンサル等による支援を行います。また、取組の参考とするべく、国内外の事例を調査分析し、各都市に情報として提供します。
- 環境モデル都市・環境未来都市における取組を国内外に普及展開させるため、国際会議の開催やウェブサイトの運営等を通じて、海外の都市等との知的ネットワークを構築します。



資金の流れ



期待される効果

- 世界における共通の課題である環境や超高齢化の解決に向けた、世界に比類ない成功事例の創出と普及展開により、それぞれの環境モデル都市・環境未来都市において需要拡大、雇用創出、国際課題解決力の強化が期待されます。

地方創生に向けた自治体SDGsに係る国際フォーラムの開催

内閣記者会・経済研究会に資料貼出



平成29年8月10日
内閣府地方創生推進室

第7回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム 「地方創生に向けたSDGsの取組」の開催について

内閣府及び「環境未来都市」構想推進協議会は、第7回「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを、下記のとおり開催いたします。

本フォーラムは、国内外の各都市や有識者に登壇いただき、世界共通の課題である環境問題・超高齢化の課題解決に向けて議論する国際会議です。

第7回目となる今回のテーマは「**地方創生に向けたSDGsの取組**～環境未来都市の5年間の取組総括と国際化も視野に含めた今後の展開～」です。

これまでの「環境未来都市」構想の実績を踏まえ、地方創生における自治体SDGs達成のための取組を推進するに当たっての基本的考え方について、国内実施・国際連携の両面から議論し、方向性を得ることを目的として考えております。

記

1. 日 程 平成29年10月4日(水) 9時30分～17時30分(予定)

2. 場 所 柏の葉カンファレンスセンター(千葉県柏市)

3. 主 催 内閣府・「環境未来都市」構想推進協議会

4. 後 援 株式会社 日本経済新聞社

5. 概要・参加登録 プログラム概要については、以下のサイトでお知らせいたします。
一般参加登録についても、同サイトにより募集を行います。

(平成29年8月14日開始を予定。)

定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。)

<http://adnet.nikkei.co.jp/e/171004/>

※上記フォーラム開催、一般参加登録開始をご案内するものです。

※取材のご案内につきましては、別途開催日間近にお知らせいたします。

■問合せ先

内閣府地方創生推進室 高橋・宮坂・郷田
東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階
電話: 03-5510-2175 FAX: 03-3591-8801
E-mail: g.futurecity@aco.go.jp
URL: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/>



第7回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム 地方創生に向けたSDGsの取組

～環境未来都市の5年間の取組総括と国際化も視野に含めた今後の展開～

日時: 2017年10月4日(水) 9:30～17:30

場所: 柏の葉カンファレンスセンター
千葉県柏市若柴178-4 ホテル&レジデンス棟2階

主催: 内閣府、「環境未来都市」構想推進協議会
後援: 日本経済新聞社

プログラム

*講演内容・パネリスト・タイムスケジュールは事前の予告なく変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

9:30	主催者挨拶	梶山 弘志氏 内閣府特命担当大臣(地方創生担当) <挨拶代読> 北橋 健治氏 「環境未来都市」構想推進協議会 会長(北九州市長)
10:00	開催地挨拶	秋山 浩保氏 柏市長
10:30	基調講演	河村 正人氏 内閣府 地方創生推進事務局長
10:30	セッションI 「環境未来都市」構想とSDGsの理念	コーディネーター 村上 周三氏 一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 理事長 パネリスト 北橋 健治氏 北九州市長 蟹江 憲史氏 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 教授 ジノ・ヴァン・ベギン氏 イクレイ 世界事務局長 アイサ・キラボ・カチラ氏 国連事務局長補/国連人居居住計画(ハビタット) 事務局次長
12:00	昼休憩	
12:45～13:35	環境未来都市・環境モデル都市紹介パネル見学ツアー	パネル監修 藤野 純一氏 公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES) 上席研究員 / 国立環境研究所(NIES) 主任研究員
13:45	セッションII 「自治体SDGsにおけるパートナーシップの推進～柏市における公・民・学連携の取組から～」	コーディネーター 出口 敏氏 東京大学 大学院新領域創成科学研究科 副研究科長・教授 パネリスト 秋山 浩保氏 柏市長 野田 武則氏 釜石市長 後藤 良子氏 株式会社URBANWORKS 代表取締役 アレハンドロ・エチエベリ氏 EAFIT大学都市環境研究センター(URBAM) ディレクター
15:15	セッションIII 「地方創生につながる国内外のSDGs推進の事例」	コーディネーター 竹本 和彦氏 国際連合大学サステナビリティ高等研究所 所長 パネリスト 森 雅志氏 富山市長 浜中 裕徳氏 一般社団法人 イクレイ日本 理事長 / 公益財団法人 地球環境戦略研究機関 特別研究顧問 ステファン・ヒルトン氏 プリストル・フューチャーズ・グローバルディレクター / プリストル大学 フェロー
17:00	総括	各コーディネーター
17:15		
17:30		

- ・ 日本で推進されてきた「環境未来都市」構想は経済・社会・環境に係わる新たな価値創出をめざす取組で、SDGsの理念と共通する点が多く、自治体がSDGsを導入するに際して貴重な示唆を与える
- ・ 自治体にSDGsを導入し、経済・社会・環境に係わる諸課題の解決に統合的に取組むことは持続可能な発展をもたらし、国全体としての地方創生の推進につながる
- ・ 自治体は世界の共通言語であるSDGsを推進することにより、国内外の産官学民のステークホルダーとパートナーシップを構築し、持続可能な開発に向けて一層の社会貢献を図ることができる

(御参考)一般財団法人建築環境・省エネルギー機構

「私たちのまちにとってのSDGs ~導入のためのガイドライン~」

- ・一般財団法人建築環境・省エネルギー機構(IBEC)では、2017年3月に、自治体SDGsガイドラインを取りまとめ
- ・ガイドラインは、同機構HPからダウンロード可能
- ・本ガイドラインは、関係各省の各種報告書等においても言及
外務省：「国連ハイレベル政治フォーラム報告書～日本の持続可能な開発目標(SDGs)の実施について～」
環境省：平成29年版「環境・循環型社会・生物多様性白書」

自治体SDGsガイドライン

2015年9月に国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中核を成すSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組が世界の国や地域で活発化しています。

こうした状況に鑑みて、国土交通省住宅局支援の下、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構内に設置された「自治体SDGs検討小委員会（委員長：村上周三）」の下で、このSDGsに対して自治体レベルで取り組むための方法論に関する議論が行われて参りました。今般、この自治体SDGs検討小委員会の活動成果の一部を、「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」として取り纏めました。

自治体の規模や経済、社会、環境等の諸条件は千差万別であることから、SDGsに取り組む体制や方法もその自治体固有の条件を十分に踏まえたものである必要があります。本資料は自治体がSDGsに取り組むための方法を一般論的に取り纏めたものです。自治体の置かれている事情は様々ですので、必要に応じてご参照頂き、各自治体における取組の参考にして頂ければ幸いです。

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構
理事長 村上 周三

ガイドラインのダウンロード»

ガイドラインをダウンロードするにはパスワードが必要です。下記のボタンよりご氏名、ご所属、メールアドレスをご登録頂くと、自動的にダウンロード用のパスワードが発行されます。

パスワードの発行

下記リンクをクリックするとパスワードの入力画面が開きますので、メールで届いたユーザー名とパスワードを入力して下さい。自動的にダウンロードが始まります。

→「私たちのまちにとってのSDGs導入のためのガイドライン（2017年3月版）」のダウンロード



私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標） －導入のためのガイドライン－ (2017年3月版)

編集：自治体SDGs検討小委員会

発行：IBEC 一般財団法人
建築環境・省エネルギー機構
Institute for Building Environment and Energy Conservation

<IBECのHPより>

V むすび

むすび

1. 地方創生は、少子高齢化の課題に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目標としている。
2. 我々が取組んでいる「環境未来都市」構想は、環境・社会・経済の3側面における価値創造を通じて、多様な都市・地域モデルの創出を実現することで地方創生に寄与してきた。
3. 一昨年国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、経済・社会・環境の3側面における統合的取組を推進するものであり、「環境未来都市」の基本コンセプトと軌を一にするものである。
4. 「環境未来都市」構想をさらに発展させ、地方自治体におけるSDGs達成の為の施策を策定し、これを積極的に推進することにより、持続可能なまちづくりと地域の活性化を通じた地方創生を実現していく。

本件に関するお問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階

お問い合わせ：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/goiken.html>

【自治体SDGs推進のための有識者検討会】

URL：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs.html>

(参考資料1) SDGsの経緯

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/pdf/sdgs_keiji.pdf

(参考資料2) 地方創生に向けたSDGsの推進について

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/pdf/jichitaisdgs_suisin.pdf